

個人保証廃止法案

【民法の改正】

【中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案〔新規立法〕】

＜立法の背景・趣旨＞

事業用融資に係る保証については、個人的な情義等から保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例が後を絶たない。

政府が提出したいいわゆる債権法改正法案(第189回国会閣法第63号)では、事業用融資に係る個人保証等の制限が提案されているが、その内容は公正証書の作成を当該個人保証の効力要件とするのみであり、また、保証人となれる者についての例外が多数認められていることから、規制としては不十分である。

→ 例外なく個人保証を禁止する必要がある。

- ① 事業用融資に係る保証・根保証（事業用融資に係る法人保証の求償権に係る保証・根保証を含む。）であって保証人が個人であるものは無効とすること。
- ② 政府は、個人保証なしに中小企業に対する事業用融資が行われるよう、速やかに、事業用融資について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

政府案

規制内容

事業用融資に係る個人保証等については公正証書が必要

例外

次に掲げる者は、公正証書がなくとも保証人となれる

- ・ 主たる債務者が法人の場合、取締役、大株主等
- ・ 主たる債務者が個人である場合、共同事業者又は主たる債務者の事業に従事している配偶者

維新案

規制内容

事業用融資に係る個人保証等は無効

例外

なし

政府は、個人保証なしに中小企業に対する事業用融資が行われるよう、速やかに、事業用融資について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討・その結果に基づき所要の措置